

新しい会社法制を求めて(VI)

—会社法現代化要綱試案に関連して—

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

はじめに	目次
一 利害関係の調整・調和	二 はじめに
二 会社の商号等（商法総則関連）	三 会社形態の統合・規律の統一等
三 会社形態の統合・規律の統一等 （以上二一一号）	四 資本の位置づけ
四 発起設立への一本化・現物出資	五 代表訴訟
五 発起設立への一本化・現物出資	六 監査役制度の整理
六 變更登記等	七 監査役と内部統制システム等
七 自己株式の買受け等	八 补欠監査役（以上二三四号）
八 種類株式特に議決権制限株式・ 株式の単位等	九 会員登記
九 株主総会（以上二二二号）	一〇 取締役
一二 委員会等設置会社	一二 執行役員等

二四 剰余金分配規制

横断的規制

会社財産の払戻し、すなわち配当、中間配当、自己株式の取得等は基本的には同じ性格のものであり、これらについて横断的に同一の財源規制（いわゆる配当可能利益の範囲にとどめる）を課すこと（第五1）は相当と考えられる。ただ、その財源としての剰余金の意味を整理し、少なくとも株主に対する開示の上で、次の二五で述べる資本取引と損益取引とのそれから得られたものの間の混同を避ける趣旨から言って、その払戻財源となる剰余金について資本取引から生じた剰余金と留保利益とを区別して意識させるような工夫をする必要がある（要綱試案第五4(2)①イにおける「剰余金変動計算書」の記載内容等。しかし、これが作成される会社は限定され。第五4(1)(2)。

なお、資本や法定準備金の額に関する制限が名目的なものとされて、その拘束力の実質的な意味が問われている。その状況の下での剰余金分配規制のあり方にについても、本来は根本的な検討をすべきではある（單に三〇〇万円だけを留保資産額とするだけで足りるものではない）。

株式買取請求に基づく自己株式取引

得

自己株式の取得について、いかなる場合に財源規制を課さないものとするかについて問題があることは、前に指摘したとおりである（前記七）。企業再編の場合における反対株主の買取請求が特に問題になる。要綱試案は、法律上認められた株式買取請求については、一律に財源規制の対象外としている。それでよいかどうかについては、疑問がある。

確かに買取請求に基づく自己株式取得のうちでも、単元未満株式の買取りについては、法律が恒常的な請求権として認めたものであり、少量であることが普通で、特にこれについては右から左に市場で処分する余地も認めるにすれば、ことさら財源規制の対象にする必要はないと考えられる。

これに対しても、企業再編は、会社の意思（多数株主の意思、簡易企業再編の場合には経営者の意思）によつて、行なわれるものである。会社の任意の行為から生ずる株式の買取請求によつて剩余金規制が守られない事態が生ずることはおかしい。その意味で、もともとが会社の意思で発行される種類株式（義務償還株式等）についても、このような事態

を惹き起こすものは許されないと、解される。

そして、議決権制限株式についても、その企業再編によって利益が害される（と考る）株主に買取請求を認めるのは当然であることからすれば（現行法は、この場合の手続が不明確であり、実際上これについて株式買取請求権の行使はできない）。

これも、立法の後始末が不十分な

ケースの一例である）、買取請求が

される株式は、総会決議の反対株主の持株には限定されず、少なくとも理論上は買取株式が極めて大量になる危険がある（安易に議決権制限株式を認めるこの問題点である）。

その場合には、財源規制の対象にし

ないと不都合な事態が生ずることも十分考えられる。

ただ、買取価格は企業再編がなかつたら有したはずの公正な価格であり、直ちには確定しないから、株式の買取価額の総額がいくらになるかがはつきりせず、財源規制もかけられない。

このように企業再編が安易に行われることがないように歯止めを検討すべきであろう（例えば早期の資本欠損の填補義務を認める等）。反対

決権上の多数株主の意思なし利益と反対株主のそれとが反することから生ずる。

その意味では、株式買取請求をする株主が多いため、その買取りによつて資本欠損が起こるような企業再編はすべきではないというのが基本的な建前のはずであるが、その点についての制度的配慮が欠けている。

現物配当等

現物配当を許容すること（第五一

(2)）については、相当の価額で換価できるもの（市場性があるもの）に限定する等の配慮が要請される。さらに、剩余金分配の自由化（第五四）を認めるのであれば、そのことから生ずる問題点（決算におけるような会社の財政事情の確認なしで行われる、いわば腰だめの剩余金計算について正確性の担保ができるかどうか、営業年度途中で払戻しを行うニーズがどの程度あるか等）を洗い直して検討する必要があるよう思われる。

剰余金分配規制とこれに違反した場合の責任

剰余金分配規制の違反の典型状況は、違法配当によつて会社の財産を危うくすることである（現行商法四八九条三号）。故意によるときはも

ちろん、過失によるときも、その責任は重大である（刑事责任は故意な

任であるが、民事責任では故意がない場合のほうが問題である）。これ

まで、違法配当の責任は、無過失責

任とされてきたが、既に委員会等設

置会社においては、過失責任とされ

ており、現代化法制では、これが一

般化されることとは確実と思われる。

過失責任化によつて、剩余金分配規制等資本充実関連の責任に関する

法制が、経営者にとって苛酷に過ぎるとの批判はなくなる。むしろ取締役・執行役にその責任を自覚させる

制度とすることが必要である。剩余

金分配は、必ず取締役会の決議に基

づいてするものとし、その決議に異

議をとどめなかつた取締役は、過失

責任ができない立証責任を負い、その

證明ができない場合には違法な払戻

額について連帯責任を負うものとす

べきである（第四七(2)(2)b案）。ま

た、具体的な分配に当たつても、違

法な決議に従つてはならないこと

は、明らかであるから、分配をした

取締役等についても、同様の責任を

認めるべきである。

この点では、現行の委員会等設置会社にあつては、責任の緩和が行過ぎている。剩余金分配に関する最終

的な決定権は、取締役会にあり、その決定に関与する取締役の責任は自覚して負わなければならない。委員会等設置会社では、剩余金分配の取締役会決議に賛成した取締役のほか、取締役会に提出する配当議案作成及び分配に関与した全ての執行役について、同様の取扱いをすべきである（商特二一条の一八）。

この場合の無過失の立証がどのように行なわれるかについては、取締役等の当該職務執行における注意義務の具体的な内容を検討・確定することを通じて明確にされるべきである。その責任の存否は、計算書類をはじめとする経理担当者・会計監査担当者から提供される情報の内容の正確性の吟味・判断に依存するから、その情報を信頼することが法律的に許容されるための条件（その吟味のスキル）を実務の現実を踏まえて具体的に検討する必要がある。

中間配当（中間期だけでなく、分配機会を拡大することが検討されている。第五4参照）や自己株式取得に伴う期末の填補責任についても、剩余金規制違反の責任の一環であるが、確定した決算に基づかないでさるため、その責任は決算をまつて確定する。要綱試案では、この責任

の緩和が検討事項とされている（第47(3)①）。

しかし、財産維持の目標額をあえて引き下げる必要はない。準備金は、債権者保護手続なしに減少できるから、勘定に入れなくてもよいと

いう発想（要綱試案の補足説明）は短絡的に過ぎる。特に問題があるのは、自己株式の取得である。これは、株主への払戻しとはいっても、配当とは違つて株主全員に等しく利益をもたらすものではない（市場での取得であつても、その機会の提供の告知があるかどうか、種類株式のある場合にはどうか等の問題がある）。その意味では、自由化された自己株式取得について、定款の定めが前提でかつ事実上は証券取引法適用会社に限定されるとはいいながら、定款の定めにのみ基づいて取締役会限りでできることとした二一一条ノ二第一項の平成一五年改正は、一般的の利益処分との均衡上も明らかに突出したものである。

また、中間配当等で剩余金が現実に平等に株主に還元されたとしても、結果的に会社が資本欠損の状況に陥らせるような状況にすることには、本来の株主の期待とは反するものであり、取締役等の判断に帰責事

由がある場合において（無過失責任ではないことが前提となる）、株主の意思を問うことなく、その責任を不問に付してもよいという発想はおかしい。

そもそも資本勘定からの払戻しは、企業活動から得られる利益の率が一般の市中の利子率より少ないよう

なときに行われるべきものであるが、それは基本的には株主と債権者が理解を得て行われるべきである（もちろん、その状況の開示と説明は、経営者の責務ではある）。

損失処理として法定準備金や資本

の減少が期中・期末の総会決議でされた場合には、あえて填補責任を追及することはないということになるかもしれない。しかし、そのようなかたちでの責任免除をするかどうかは、株主の意思に委ねるべきもので、法律の建前として責任の限度額をこのように定めることは、不適切といふべきである。

二五 資本と剩余金

資本取引と損益取引

資本、資本剰余金、利益等の概念の整理をした上で、剩余金分配規制を考えるべきである。減資差益、減準備金差益、自己株式処分差益等

は、資本取引から生じた剰余金として、その他資本剰余金（商施規八八条）になるが、これは任意積立金と同様、取り崩して配当原資にできる。この場合の利益配当という文言等）は、誤解を招く。

資本取引から得られた剰余金は、会社の目的たる當利事業から得られた利益の配分として株主に還元されるものではない。株主が払い込んだものの払戻しに過ぎないことも多い。必ずしも経営者の功績による剩余金ではない。

同じ法定準備金であつても、資本の減少が期中・期末の総会決議でされた場合には、あえて填補責任を追及することはないということになるかもしれない。しかし、そのようなかたちでの責任免除をするかどうかは、株主の意思に委ねるべきもので、法律の建前として責任の限度額をこのように定めることは、不適切といふべきである。

準備金と利益準備金とは性質が違う。その意味で、資本準備金と利益準備金との区別を廃止するとの要綱試案の提案（第五2(2)）は適切ではない（少なくとも、現行では税金の取扱いは異なるはずである）。ただ、一旦資本化された場合には、利益の資本組入れも含め、会社法上はこれも資本取引勘定とせざるを得ないであろうが、少なくとも資本組入れの段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別するのが本来の段階では、区別のが

性ができた。損益取引から生じた
剩余金と資本取引から生じた剩余金
とを区別し、その払戻しの原資を明
確に表示する手当てをすべきである
（これは、課税上の取扱いを合理
化するためにも必要である）。

その意味では、自己株式の処分差益を直接にその他資本剰余金とはせず、資本準備金とする方向は相当である（第五6(6)注1）。もつとも、単元未満株式の買取りに基づく自己株式の処分については、前にも述べたとおり、処分方法を新株発行規制に服されることの廃止（市場売却を認めること）を含めて、損益取引的に行うことの適否を検討すべきであ

なお、現行の会計処理として新株予約権の発行価額に相当する金額は、新株予約権の存続中は負債として計上する扱いのようである。しかし、これは、資本取引による将来資本の一部になる可能性のあるものであり、株主持分の一部を形成するものである。むしろ、株式申込証拠金に類するものとして資本の部に計上すべきもののように考えられる。

資本の形成—払込剰余金の意味

要綱試案では、資本の意味を減少させる方向の改正が目立つ。しか

し、資本は、会社財産の形成更には株主の出資持分における中核的存在である（株式と資本との結びつきが切斷されたとしても、その本質に変わりはない）。その充実・維持については会社財産の充実・維持は、物的会社において重要な意味があることは否定できない。要綱試案の補足説明は、現行法が積極的には資本額に相当する会社財産を維持すべき義務を課していないことを前提にその債権者保護機能を限定的なものとし、資本を剩余金分配の面でのみ機能する株主と債権者の利益調整のためのものと解しているようである。

し、資本は、会社財産の形成更には株主の出資持分における中核的存在である（株式と資本との結びつきが切斷されたとしても、その本質に変わりはない）。その充実・維持ひいては会社財産の充実・維持は、物的会社において重要な意味があることは否定できない。要綱試案の補足説明は、現行法が積極的には資本額に相当する会社財産を維持すべき義務を課していないことを前提にその債権者保護機能を限定的なものとし、資本を剩余金分配の面でのみ機能する株主と債権者の利益調整のためのものと解しているようである。

しかしながら、株式会社は、基本的に株主の有限責任に価値を認めて成立した制度である。本質的に債権者が割りを食う建前になつてゐる。そのことの弊害を防止するシステムを内在させる必要がある。株主の剩余金分配を受ける利益を債権者保護と等価値にみるべきものではない。株式会社の形態をとる企業を倒産から守ることにも配慮すべきであり、それは社会的な要請であるとともに、株主の利益もあるはずである。この観点からの配慮をすべきで

の払込剰余金を発行価額（これを払込価額基準に改める第五2(1)には問題はない）の半額まで認めるところにしては発行価額の四分の一までの払込剰余金を資本に組み入れないことができた。改正作業の中では、額面株式と無額面株式とを統一し、資本組入額の下限をその無額面株式並みの発行価額の四分の三とする案が検討された（当時の一部の経営者には、払込剰余金とされることによって生ずる資本準備金は、その対価としての配当負担を考慮しなくてもよい「ただの金額」と考える風潮がみられた）。これに対し、いわゆる無償交付や増配の要求が高まることを懸念した経済界が反対した。

しかし、株主の持分は、資本の部に記載された金額全体であるから、資本の金額だけを問題にするべきではない（総株主資本利益率が問題である）。このような根拠による反対は理由がないが、政策的妥協として現行法が成立した。ただ、発行価額の全額が資本に組み入れるべきものとする原則は、維持されている（商二八四条ノ二第一項）。

の払込剰余金を発行価額（これを払込価額基準に改める第五2(1)には問題はない）の半額まで認めることにしたのは、昭和五六年改正であった。同改正前には、額面株式については額面超過額、無額面株式については発行価額の四分の一までの払込剰余金を資本に組み入れないことができた。改正作業の中で、額面株式と無額面株式とを統一し、資本組入額の下限をその無額面株式並みの発行価額の四分の三とする案が検討された（当時の一部の経営者には、払込剰余金とされることによって生ずる資本準備金は、その対価としての配当負担を考慮しなくてよい「ただの金額」と考える風潮がみられた）。これに対し、いわゆる無償交付や増配の要求が高まることを懸念した経済界が反対した。

しかし、株主の持分は、資本の部に記載された金額全体であるから、資本の金額だけを問題にするべきではない（総株主資本利益率が問題である）。このような根拠による反対は理由がないが、政策的妥協として現行法が成立した。ただ、発行価額の全額が資本に組み入れるべきものとする原則は、維持されている（商二

の払込剰余金を発行価額（これを払込価額基準に改める第五2(1)には問題はない）の半額まで認めることにしたのは、昭和五六年改正であった。同改正前には、額面株式については額面超過額、無額面株式については発行価額の四分の一までの払込剰余金を資本に組み入れないことができた。改正作業の中で、額面株式と無額面株式とを統一し、資本組入額の下限をその無額面株式並みの発行価額の四分の三とする案が検討された（当時の一部の経営者には、払込剰余金とされることによって生ずる資本準備金は、その対価としての配当負担を考慮しなくてもよい「ただの金額」と考える風潮がみられた）。これに対し、いわゆる無償交付や増配の要求が高まる 것을懸念した経済界が反対した。

しかし、株主の持分は、資本の部に記載された金額全体であるから、資本の金額だけを問題にするべきではない（総株主資本利益率が問題である）。このような根拠による反対は理由がないが、政策的妥協として現行法が成立した。ただ、発行価額の全額が資本に組み入れるべきものと

資本準備金について、近時の改正で、その性格が変更された。改正前は、直接に準備金を減少させることはできず、総会の決議で資本欠損の填補に充てるほかは、資本への組入だけが認められていた。改正法は、総会の普通決議での準備金減少を認めた。資本の減少より準備金の減少のほうが容易にできることのほうが、論理的だという理由づけがされている。しかし、それは、資本と資本準備金の振分けが適切にされていないことが前提でなければならない。株式払込金は直接の株主の出資金であり、これの減少については特別の取扱いをするのが相当である。資本準備金の中でも、払込剰余金は特別の性格をもつ。準備金減少の手続を設けるのであれば、むしろ株式払込金は、原則として全額を表示資本として資本に組み入れる（少なくとも原則に近い取扱いをする）改正を考えるべきものである。

資本・法定準備金の減少

資本準備金について、近時の改正で、その性格が変更された。改正前は、直接に準備金を減少させることはできず、総会の決議で資本欠損の填補に充てるほかは、資本への組入だけが認められていた。改正法は、総会の普通決議での準備金減少を認めた。資本の減少より準備金の減少のほうが容易にできることのほうが、論理的だという理由づけがされている。しかし、それは、資本と資本準備金の振分けが適切にされていないことが前提でなければならない。株式払込金は直接の株主の出資金であり、これの減少については特別の取扱いをするのが相当である。資本準備金の中でも、払込剰余金は特別の性格をもつ。準備金減少の手続を設けるのであれば、むしろ株式払込金は、原則として全額を表示資本として資本に組み入れる（少なくとも原則に近い取扱いをする）改正を考えるべきものである。

の剩余金計算の正確性の確保が鍵となる。つまり、これを認めるのであれば、半期報告、四半期報告といった期中の情報開示の充実についても、制度として手当てをすべきである。これを通じて期中の剩余金計算のシステムの整備を図ることができよう。

これを認める会社の範囲については、自己株式取得とのバランスを考慮する必要がある。対象会社を限定しない現行商法二二条ノ二の規定（事实上は証取法適用会社に限られるとしても）が、規定のかたちとして適當なのかどうかを改めて問い合わせなければならない。

利益処分等を取締役会権限にした場合の株主の関与

利益処分のうちの資本組入れ、損失処理のうち資本金や法定準備金の減少などは、株主総会の権限に当然留保されるべきものと考えられるが、それ以外の処分例えは配当額については、現在の委員会等設置会社とのバランスで取締役会権限とすることができる会社の範囲等については、既に述べた。その場合に株主の関与のあり方（株主提案に基づく総会決議による変更）が問題にされている（第五4(3)）。

（以下次号）

配当（株主への還元）と内部留保の比率については、経営判断であるとともに政策的な面があり、取締役会の判断に不服な株主が総会決議によって自ら決定する余地を認めておかしいことではない。しかし、経営判断の要素を重視すれば、それは任期一年とされた取締役の不再任の問題（会社がする取締役選任議案への株主による反対提案）として処理することも考えられる。いずれにしても、委員会等設置会社の扱いと基本的な違いがあることは不適当である。

役員賞与

役員賞与について、利益処分を取締役会で決定する会社においては、利益処分としてではなく、別に総会決議による提案がされている

（第五4(4)）。これについては、これまで利益処分で与えられてきた「役員賞与」と業績連動の報酬や「ボーナス」等のそれぞれの性格、差異、報酬とは別に利益の配分に与ることを認めるものの可否・要否（全てを報酬として整理できないか）等を整理して検討する必要がある（委員会談）は、身近な法律家である司法書士の職務全般にわたって、各司

の比率については、経営判断であるとともに政策的な面があり、取締役会の判断に不服な株主が総会決議によって自ら決定する余地を認めておかしいことではない。しかし、経営判断の要素を重視すれば、それは任期一年とされた取締役の不再任の問題（会社がする取締役選任議案への株主による反対提案）として処理することも考えられる。いずれにしても、委員会等設置会社の扱いと基本的な違いがあることは不適当である。

■日本司法書士会連合会 ●「全国一斉司法書士法律相談」を開催

日本司法書士会連合会では、全

国にくまなく存在する司法書士の特質を生かして、市民のみなさん

とを主要な目的として、次の要領で開催されます。

【実施期間】

一〇月一日（法の日）～一〇月七日

* 各司法書士会の事情により

相談施設の設置状況は異なりますが、司法書士会、司法書士事務所、公共施設、デパート等を利用することにより、できるだけ上記期間に連続して相談事業を実施できるよう努めています。

『法の日』である一〇月一日を皮切りとする全国五〇の司法書士会の主催による「全国一斉司法書士法律相談」の実施は、平成一六年度で三一年目を迎えました。

平成一五年四月以降は、司法書士法に定められた「特別研修」を修了し、法務大臣より認定を受けた司法書士に対しては簡易裁判所での民事訴訟代理権等が付与されています。

【相談内容】

簡易裁判所での訴訟代理関係業務／裁判外での和解／登記／相続／不動産／会社設立・変更／少額訴訟／破産・個人再生／成年後見／法律相談

この「全国一斉司法書士法律相談」は、身近な法律家である司法書士の職務全般にわたって、各司